

生涯教育制度－あなたの課題は？

R1.5.19

はじめに

OT協会では「生涯教育単位認定制度」を平成10年度から開始し、平成15年度に「生涯教育制度」として改定しました。その後平成20年、25年、28年に改定が加えられました。

「生涯教育制度」については日本作業療法士協会『生涯教育手帳』に説明してあります。また、最新の詳しい説明は協会ホームページの[ホーム](#) >> [会員向け情報](#) >> [生涯教育](#) →生涯教育制度とたどると掲載されていますのでご参照下さい。

なお、各種研修の情報は協会から配布される案内や協会ホームページの「生涯教育講座一覧」、鳥取県作業療法士会ホームページも参照してください。

あなたの課題は？

1. 基礎研修修了がまだの方⇒基礎研修修了を目指す

- ・基礎研修を修了すると協会主催の認定作業療法士取得研修会の受講資格を得られます。
- ・協会から基礎研修修了証を受け取ったら有効期限を県士会教育部長へ連絡して下さい。

平成15年度以降に入会した方(会員番号18722以降)

- 1) 現職者共通研修の修了：現職者共通研修会、テーマ別勉強会の事例報告会等に参加する
- 2) 現職者選択研修2領域の修了（H28年以降の入会者：1領域+MTDLP基礎研修）
- 3) 基礎研修ポイントを50ポイント取得する。（うち20pは共通研修修了、4pは選択研修で得られるので残り26p）

以上を修了し「基礎研修修了申請」（後述）を行う。

平成14年度以前に入会し現職者共通研修が未修了の方(会員No.3150～18721)

現職者共通研修修了のみで「基礎研修修了申請」が出来る→基礎研修ポイント取得は不要です。

基礎研修修了申請

- 1) 生涯教育受講記録の「基礎研修 修了申請書」に必要事項を記入する。
- 2) 生涯教育受講記録を協会事務局へ郵送(書留)。封筒には「生涯教育基礎研修修了申請」と朱書きし、当該年度の会員証のコピーと切手(書留分)を貼付した返信用封筒を同封する。

申請必要書類:①生涯教育受講記録 ②当該年度の会員証の写し ③返信用の封筒(書留分の切手を貼付)

宛先：〒111-0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル (一社) 日本作業療法士協会

※協会から認定をうけたら新しい有効期限を教育部長へ連絡して下さい。

2. 基礎研修修了の方

生涯教育受講記録の「生涯教育基礎研修修了証」に記載・押印されています。

- ①基礎研修修了更新－50ポイントを取得し、更新申請を行なう

基礎研修更新申請

- 1) 生涯教育受講記録の「基礎研修 更新申請書」に必要事項を記入する。
- 2) 生涯教育受講記録を協会事務局へ郵送(書留)。封筒には「生涯教育基礎研修更新申請」と朱書き

きし、当該年度の会員証のコピーと切手(書留分)を貼付した返信用封筒を同封する。

申請必要書類:①生涯教育受講記録 ②当該年度の会員証の写し ③返信用の封筒(書留分の切手を貼付)

宛先: 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル (一社) 日本作業療法士協会

※協会から認定をうけたら新しい有効期限を教育部長へ連絡して下さい。

②認定作業療法士を目指す

(1)申請資格

- 1)日本作業療法士協会会員かつ都道府県作業療法士会正会員でそれぞれの会員歴が5年以上
- 2)免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上であること(養成教育に並行した臨床実践も含む)
- 3)下記の4項目を満たしていること。

①認定作業療法士共通研修3講座「教育」「研究」「管理・運営」の受講と試験の合格…※1

②認定作業療法士選択研修2項座の受講と試験の合格

③事例報告登録制度に登録された報告3例の提出…※2

④基礎研修修了の有効期限内であること

※1: 大学院修士課程以上の学位を取得している者は「研究法」の受講免除

理学療法士作業療法士養成施設等教員講習会受講修了者は「教育法」の受講免除

※2: 日本作業療法学会, WFOT 学会, APOTEC 学会で筆頭発表をしている場合、機関紙作業療法(研究論文、実践報告)やWFOT加盟国の協会が発行する機関紙(原著論文)、ISSN/ISBN登録の雑誌・書籍に掲載されている場合には、各1回につき事例報告1回にカウントできる。但し2事例までとし、1事例は事例報告登録制度にて登録報告を行うこととする。これらは平成16年4月1日以降に開催・掲載されたものに限る。

「事例報告」の代替の場合、受講記録p10にテーマ・タイトルを記入し下記のを添付。●雑誌・書籍の表紙のコピー (ISSN/ISBN番号が記載されている部分) ●目次のコピー(発表者、論文名が記載されている部分) ●本文のコピー

(2)申請方法…以下の書類を協会事務局に郵送(封筒に「認定作業療法士申請」と朱書き)する。

①生涯教育受講記録の認定作業療法士認定審査申請書

②作業療法士免許証の写し

③5年間の実務経験の証明書(在職証明書、雇用保険被保険者証など)

④協会の当該年度会員証の写し

⑤生涯教育受講記録

⑥認定作業療法士取得研修5講座の修了試験合格証(2012年度までの受講は不要)

⑦協会事例報告登録制度に登録された事例報告3例の写し。但し、2例までを別表②に定め

る

範囲での報告とする場合は、それを証明する書類。

⑧鳥取県作業療法士会における会員歴証明書(県士会事務局に発行依頼)

⑨認定審査料の振込を証明する書類の写し

※協会から認定をうけたら有効期限を教育部長へ連絡して下さい。

3. 認定作業療法士の方

受講記録p9の認定証に有効期限が記されています。期限内に更新手続きを行えるようご計画ください。尚、過去に認定作業療法士を取得したものの、5年間の更新要件を満たすことができず、その資格を喪失した場合に、再度、資格認定審査を申請することが出来る資格再認定審査が新設されます。詳細は協会ホームページで広報されています。

1) 認定作業療法士更新手続き

(1)申請資格 申請時において、過去5年間に下記の4項目の更新要件のすべてを満たし、かつ100認定OTポイント(np)以上があること。

- ①基礎研修ポイント：1ポイントを1npとして25np以上
- ②実践の報告：1回を25npとして25np以上※3
- ③後輩育成経験(臨床実習、研修会・学会等における講師等)は、1回を5npとする。※4
- ④作業療法啓発に関する社会的貢献[他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動、他団体事業参画、協会・士会の事業、原稿執筆、座長、論文査読、ニュース原稿(OT協会ニュース、士会ニュース、他団体でのOT啓発他)など、その他(証明できるOT啓発活動)]は、1回を5npとする。
- ③④併せて25np以上

更新要件項目	必要 np	
①基礎研修ポイント	1ポイントを1npとして25np以上	合計100np以上
②実践報告	1回を25npとして25np以上	
③社会的貢献	1回につき5npとして併せて25np以上	
④後輩育成指導経験		

※3：具体的には以下の通り。「ISBN/ISSNに登録済みの書籍・雑誌において実践の報告(論考・総説・実践報告・短報などを含める)を行うこと。(例)・日本作業療法学会.WFOT学会・APOTC学会の学会誌・鳥取県作業療法学会誌など ・協会に登録された他団体やSIGの発行する学術誌など ・その他関連する書籍(ジャーナル)など ・共同執筆は2題で、臨床実践の報告1回とする。

※4：具体的には以下の通り(書類1枚につき1回)。

- ア.士会 or 協会役員、部長、委員長、部員、委員(委嘱状) イ.士会 or 協会主催研修会での講師(依頼書)
- ウ.SIG 等他団体や県市町村等行政主催研修会での講師(依頼書) エ.行政主催の会議や審査会などへの出席(依頼書) オ.臨床実習指導経験(依頼書 or 学校名、学生氏名、指導者氏名、実習期間、実習施設名が明記された実習指導報告書の写し) カ.士会 or 協会主催学会、研修会での座長や査読(依頼書) キ.現職者共通研修事例検討会アドバイザー(依頼書) ク.養成校での特別講義、講義(依頼書) ケ.ボランティア活動 OTとして行う、協会・士会が主催するもの等(依頼書) コ.作業療法を啓発できる事業への参加 公開講座等、協会・士会が主催する事業等(依頼書)
- 委嘱状、依頼書に複数回の記載があるものについては1枚につき1回または、各年度1回とする。ただし、臨床実習については指導学生1名につき1回とする。

(2)申請方法…以下の書類を協会事務局に郵送。封筒に「認定作業療法士更新申請」と朱書きする

①生涯教育制度手帳全て(以下を含む)

認定作業療法士認定証、臨床実践の報告(記入)、後輩育成指導経験・社会的貢献の記録(記入)、認定作業療法士更新申請書(記入)、基礎ポイント25ポイント以上(受講年月日、受講テーマが記入されていること 臨床実習の場合は期間(〇年〇月〇日～〇月〇日)が明記されていること)

②認定作業療法士更新条件を証明する書類

・臨床実践の報告→[事例報告登録制度]での提出資料

- 1) トップページ(会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ)

2) 本文

→[日本作業療法学会]での提出資料

1) 表紙と目次 (タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ)

2) 本文

→[ISSN/ISBN登録の雑誌・書籍]での提出資料

1) ISSN/ISBN番号の記載されているページ (雑誌・書籍の表紙等)

2) 本文

※共同執筆は2題で、一回にカウントする。

・後輩育成指導経験.社会的貢献の証明書類(上記→期日、氏名が記載されている証明書であること)

③協会の当該年度会員証の写し

④鳥取県作業療法士会における会員歴証明書 (県士会事務局に発行依頼)

⑤認定審査料の振り込みを証明する書類等の写し

※更新認定をうけたら新しい有効期限を教育部長へ連絡して下さい。

2) 専門作業療法士をめざす

2009 年度に専門作業療法士制度が始動しました。専門分野としては現在、「福祉用具」「認知症」「手外科」「特別支援教育」「高次脳機能障害」「精神科急性期」「摂食嚥下」「訪問」「がん」の9つです。取得要件は①認定作業療法士であること②4つの実践 (研修、臨床、研究、教育と社会貢献) において規定の条件を満たすことです。

「専門作業療法士の認定取得のための手引き」参照

協会ホームページ>>[会員向け情報](#) >> [生涯教育](#) →生涯教育制度専門作業療法士制度

鳥取県作業療法士会 教育部長 北山朋宏 E-mail: kitayama@kohoen.jp

錦海リハビリテーション病院 TEL:0859-34-2300 FAX:0859-34-2303